

地籍整備推進 調査費補助金

平成25年度版



●19条5項指定の効果 19条5項指定には、こんなに沢山のメリットがあります。

1 測量の信頼性が高まる

19条5項指定により、測量の基準や測量上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測量・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。

2 境界紛争を未然に防止し、安心して土地取引が可能

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争い等が未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

3 地籍調査と同等の成果として扱われる

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同様に扱われるので、原則として改めて地籍調査を実施する必要はなくなります。

4 基準点の設置

19条5項指定申請をしようとする地区の近傍に測量の基準となる四等三角点等がない場合、当該事業者が国土交通省に要望すれば、国土地理院と協議の上、当該事業地区の近傍に四等三角点等が設置されます。

補助金の活用事例

(1) 地方公共団体の活用事例

1. 調査実施主体

大阪市

2. 調査実施地区

大阪府大阪市

3. 調査面積

1.6ha

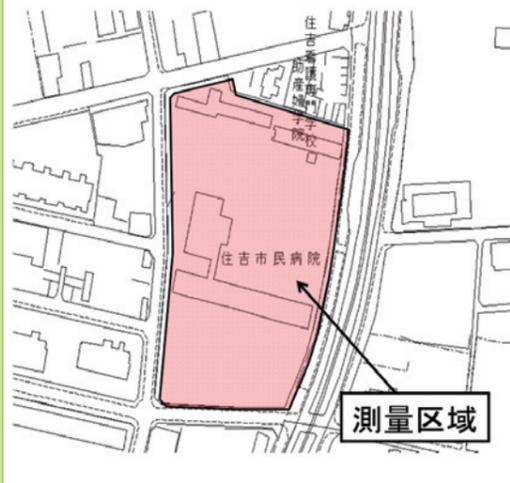
4. 事業内容

市有地の財産管理に伴う境界確定測量

5. スケジュール

平成22年度 測量

平成23年度 19条5項申請



(2) 民間事業者の活用事例

1. 調査実施主体

土地家屋調査士法人

2. 調査実施地区

山口県周南市

3. 調査面積

3.6ha

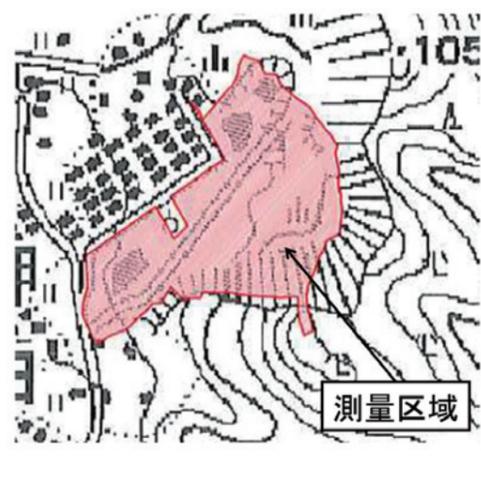
4. 事業内容

開発許可手続きに伴う境界確定測量

5. スケジュール

平成25年度 測量

平成25年度 19条5項申請



国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3 TEL.03-5253-8111(代表)

本制度の詳しい内容はホームページをご覧ください <http://www.chiseki.go.jp/>

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

知っていますか？補助金制度

地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金を創設しました。また、平成25年度から国が民間事業者等による調査・測量に対して直接補助できるよう制度を拡充しました。

補助金制度

Q 地籍整備推進調査費補助金制度ってなに？

※19条5項指定
土地に関する様々な調査・測量の成果が、地籍調査と同等以上の精度または正確さを有する場合に、地籍調査の成果と同様に取り扱う事ができるよう、当該成果を国が指定する制度です。この国が指定する根拠が国土調査法第19条第5項であることから、「19条5項指定」と呼んでいます。

■指定を受けると？
指定を受けた地図を、不動産登記法第14条第1項地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けるために国土交通大臣などから登記所に送付します。

A 19条5項指定申請を促進するため、地籍調査以外の調査・測量への補助制度です。

事業主体

Q 誰でも申し込みできるの？

A 地籍調査以外の調査・測量をおこなう地方公共団体や民間事業者等が申し込みできます。

対象地域

Q どこで行う測量でもかまわないの？

A 人口集中地区、又は、都市計画区域で行う調査・測量が対象となります。ただし地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域は除きます。

面積要件

Q 大きさは関係あるの？

A 一地区あたり500㎡以上であることが必要です。

補助対象経費

Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

A 19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限りです。



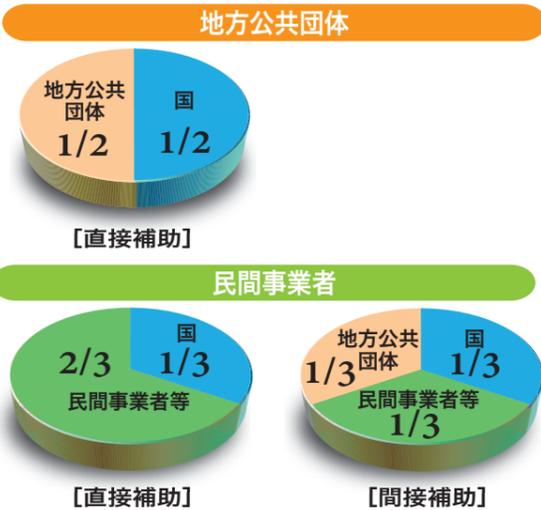
民間事業者の直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となる。国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の限度額となる。

補助金額

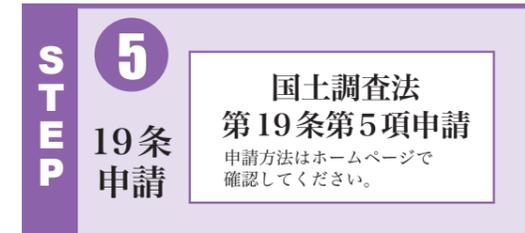
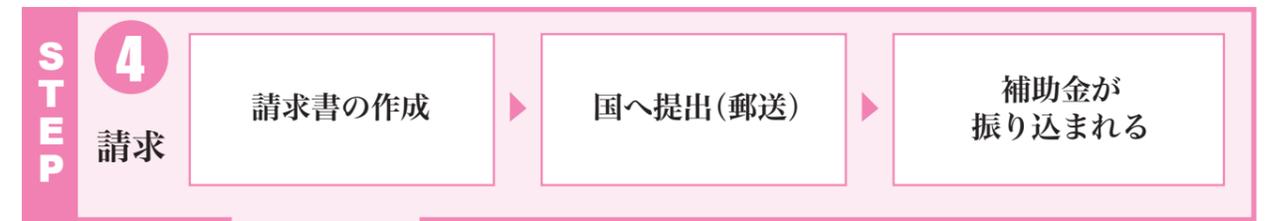
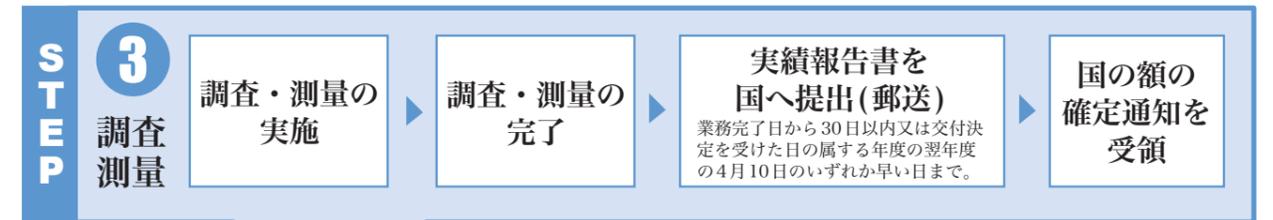
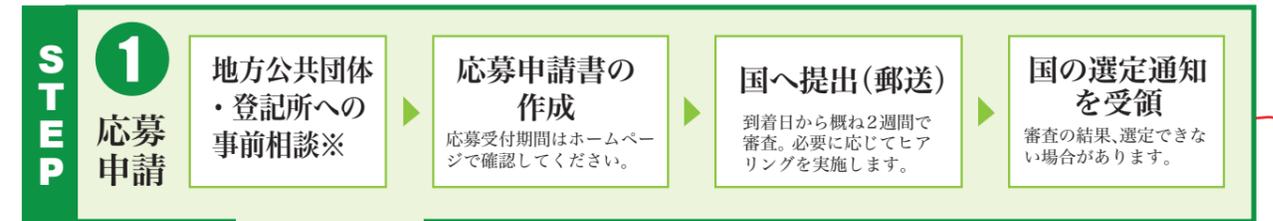
Q 国の補助率ほどのくらい？

A ◇地方公共団体 1/2以内(直接補助)
◇民間事業者等 1/3以内(直接補助)
◇民間事業者等 1/3以内(間接補助)*
*ただし地方公共団体の補助する額の1/2が限度。(地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です。)



補助金を受けとるまでの流れ

- 民間事業者等の直接補助申請 1・2・3・4・5
- 民間事業者等の間接補助申請(申請する地方公共団体によって異なります)
- 地方公共団体の申請(STEP 2から) 2・3・4・5



※応募申請する前に、以下について地方公共団体・登記所へ事前相談し、相談結果を応募申請書に記載する必要があります。

- 地方公共団体の了承を得ていること
調査実施地区を管轄する地方公共団体(市区町村)と調整し、補助申請を行うことに対して了承を得ていることが必要です。
- 登記所等への情報提供がなされていること
不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備えられるよう、国土調査法第19条第5項指定の申請を行い、国土調査法第20条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行うことが必要です。